

令和7年3月24日

豊川市議会議長 柴田 輝明 様

福祉委員長 加藤 典子

## 福祉委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務についての調査結果を報告します。

### 1 調査事項

#### (1) 0歳児見守り訪問「おむつ定期便」について

経年とともに子育ての孤立化が進む中、産後うつや乳幼児の虐待、発達上の問題を早期発見し、養育者やこどもを適切な支援に繋げる必要がある中で、自治体で実態把握する際の課題や支援体制の構築、支援員の確保など、時代のニーズに沿う支援策を調査する。

#### (2) 離婚等のこども養育支援について

2012年民法766条の改正により親子交流、養育費が明記され、子の利益を最も優先して考慮するとされた。法定養育費が請求可能になったのにも関わらず、現状では養育費の取り決めについて相談はおろか、公正証書作成支援などにも繋がっていない事案が多い。

#### (3) こども誰でも通園制度のモデル事業について

こども未来戦略に基づき、国により制度が創設された。こどもの良質な環境整備と銘打つ事業だが、子育ての孤立化を防ぐ一端を担える事業となる。少子化が進む一方ではあるが社会的資源を最大限活用し、子育ての質を高め、地域全体でこどもを育てる意識の醸成につながることを期待するものである。

#### (4) 待機児童保育施設の開設事業について

止まらない少子化と女性の就業率増に伴い待機児童問題はいまや子育て支援の要となり得る。SNS上で話題となった「保育園落ちた日本死ね」の保護者の悲痛な叫びから9年、国はもとより、全国の自治体の子育てのリアルを受け真摯に取り組んでいく必要がある

## 2 調査内容

別紙の通り

## 3 調査結果

### (1) 0歳児見守り訪問「おむつ定期便」について

#### ① 本市の状況

全国で実施される、こんにちは赤ちゃん訪問は本市においても既に実施しており、生後2ヶ月～4ヶ月までの間に里帰り等を除く全ての家庭に訪問している。母子の心身の状況、養育環境の把握など、必要性、重要性は既知の通りである。こども家庭庁の創設により伴走型支援を強化していくにあたり、支援が必要な母子であるか否か、また要支援だが支援に至らない養育者などをどう保護していくかは課題である。

#### ② 先進都市の状況（兵庫県明石市）

明石市では他市の事例をもとに、おむつ定期便を開始。出生時におむつ定期便とカタログの送付を行い、申し込み状況を把握した上で「生活協同組合コープこうべ」へ委託する。(3000円相当のギフトを生後4ヶ月～満1歳まで毎月無料配布。最大10回)子育て経験のある配達員が訪問を行うが、専門的な資格を有さなくとも市の研修を受けることで見守り支援員として活動が可能となる。アンケート評価は概ね高評価であるが、共働き世帯など平日の受け取りが難しく配達時に不在の家庭も一定数発生する。委託事業者は担当者全員で事案確認し、毎月報告書を市に提出。要支援の家庭は関係部局と連携し、相互での支援に繋げる。決算額は毎年概ね1億円程度で推移している。

#### ③ 総評

この事業は見守りを外注することにより支援員の確保が可能となる。子育ての孤立化を未然に防ぐ事業としては見守りの頻度やアンケート状況を見ても評価されるが、専門的な資格がないことで要支援の家庭を見逃すことが懸念されるため、連携の為に報告等での状況把握が要となる。養育者自身の問題解決能力を高める支援設計が重要だが、配達員の対応に委ねられる部分大きい。

### (2) 離婚等のこども養育支援について

#### ① 本市の状況

令和6年度より「ひとり親家庭養育費確保支援助成金」として養育費の取り決め

にかかる公正証書作成や調停等の費用助成を開始したところであり、相談事業等は愛知県や法務局の支援センターへ繋げている。厚労省データでは養育費の取り決めについて母子家庭では56.9%父子家庭においては85.9%が経験なし、受け取りに至っては母子家庭で28.1%、父子家庭では8.7%にとどまるため、助成金の申請をより使いやすい支援に繋げることが求められる。

## ② 先進都市の状況（兵庫県明石市）

前明石市長泉氏が弁護士だったことから、かねてより養育費の未払いの問題には強い思い入れがあった。法改正の後押しもあり、こども養育支援ネットワークを設立。明石市独自の「こどもの養育に関する同意書」としてひな形を作成し、親権、養育費、面会交流等を記入することで両親の合意により、こどもの権利を守るシステムと反響を呼んだ。その後養育費の民間保証（養育費立替パイロット事業）を実施、官民連携事業を試行的に開始する。コロナ禍となり養育費の不払いが散見されたことを受け、市が1ヶ月分、こども一人につき上限5万円に限り立替、支払い義務者に督促することに踏み切る。（全国初の事業）上限を撤廃したい思いもあるが、財源が血税である以上、どこまで支援すべきかが課題となる。

## ③ 総評

こどもの生活の権利を守る上では、養育費の未払いは由々しき問題である。しかし離婚後、接触を避けたい、支払い能力のない相手との交渉を諦めるなどの理由から取り決めを行わない権利者も多くいる実態では、先進的な取り組みにも関わらず当事者にとっては些細な支援と言わざるを得ない。根本的な金銭的解決というよりは、味方となってくれる相談者がいることも重要な視点となるため、経済的支援と相談業務は一体的に実施する必要がある。

## （3） こども誰でも通園制度のモデル事業について

### ① 本市の状況

2026年度からの本格実施に向け本市でも取り組んできた事業であり、モデル事業を視察する必要性があった。制度自体は国に沿って実施するが、受け入れ施設や人数の想定などを含めた運営について知見を深め、人材の確保等についてもモデル事業を参考にしたい。

### ② 先進都市の状況（兵庫県姫路市）

姫路市では市内3ヶ所に施設を選定（令和7年度は10ヶ所）1回2時間を月5回程度利用想定とした。国基準に関わらず有資格者を配置したこともあり、施設はいずれも保育所を選定されている。申し込みの事務負担軽減や保護者の利便性

のため、オンラインポータルサイトからの電子申請のみとし、定員超過を見越してランダムな抽選制とすることを保護者に伝えるなど、利用の公平性を担保した。実際に希望の時間帯には偏りがあり、抽選も実施したが、一方希望のない時間帯も発生するなど、人材確保している以上、有効活用するにあたり、落選者に再度募集をかけるなど工夫が必要となる。(保育士の人材確保については課題はどこの自治体も同様であった。)また事前面談を不要とし初回に親子通園とすることで利用のハードルを下げたり、入れ替わりの多くなる事業なのでこどもや保護者の写真をスケジュール管理に取り入れるなど、双方の関係構築に有用な運営が工夫されている。

### ③ 総評

国のモデル事業であり全国的に取り組まれているため、視察先候補も多数あったが、受け入れまでに至っていないケースが多く姫路市の受け入れには感謝した。姫路市では私立こども支援機構など保育士の確保策に向けた連携も図られているがそれでもなお、人材確保の課題がある。利用者の利便性や負担軽減が直結して保育士の負担軽減にもつながるよう両者の利用効率をあげることが重要であることもあげておく。この事業の自治体としての目的と、利用するものの利益が一致することが重要で、今後の子育てのあり方を社会全体で問うていく重要な施策である。

## (4) 待機児童保育施設の開設事業について

### ① 本市の状況

本市としては現在保育所での待機児童はゼロと公表。(児童クラブ等では待機児童発生している)主に3歳未満児の入所拡充のため、保育所整備や保育士確保策、幼稚園への入所促進に取り組む。小規模保育や事業所内保育事業など地域との連携も欠かせないが、本市では正規保育士の増員を図っているが、処遇改善や効率化できる部分の負担軽減策などは図るべき課題である。

### ② 先進都市の状況(大阪府寝屋川市)

保育需要の増から寝屋川市では既存の保育所の定員増加を進め、定員を超えた受け入れが可能な弾力化(国基準定員125%2年継続で見直し)を活用。H26年度には待機児童ゼロを達成し3年継続したが、保育士の確保困難が要因となり、年度途中の入所受け入れで待機児童(44人)が発生、再度検討を開始する。民間保育所との協議会や意見交換により市長が「待機児童対策緊急事態宣言」を発令。8つの事業を立ち上げる(①児童受け入れ促進事業 ②保育士処遇改善事業

③保育士宿舎借上支援事業 ④保育士広域募集支援事業 ⑤待機児童 ZERO プラン PR ⑥保育士の子供の優先入所 ⑦待機児童 ZERO プラン推進会議 ⑧待機児童保育施設の開設) 今回はこの⑧を視察。待機児童の多い地域を選定し民設民営で公募、選定委員会にて決定し19人定員での施設運営がスタートする。利用調整で第3希望までの調整が叶わない場合、空きが出るまでの一時受け入れ、希望園空き次第転園とし、待機児童は解消した。保育士の配置や環境の変化による転園が困難な児童に配慮が必要となる為、一時的な支援として令和5年で一旦終了としていたが、保育士配置基準の見直しや利用申し込みの見込み増から令和8年度まで延長を決定した。

### ③ 総評

本市においても少子化が進んでいくことは避けられず、保育需要を適切に見定める必要があるが、寝屋川市の緊急事態宣言の様に、市民への課題周知、協力を仰ぐ姿勢、行政の逼迫を示すやり方も参考になる。人口密度などを比較すると本市で実装するには厳しい面も多々あり、保育士確保ありきで検討のフェーズに入れる事業である。近隣の自治体との連携で保育士確保に取り組むなど、今回の施設開設に限らず、待機児童解消に向けて取り組むべき点を精査するべきである。

## 4 福祉委員会からの提言

### (1) 0歳児見守り訪問「おむつ定期便」について

本市では伴走型支援として、母子手帳交付時、妊娠8ヶ月でのアンケート、生後4ヶ月での訪問事業と強化を図っており、経済的支援は一人当たり10万円と国事業に合わせ実施する。保健師はじめ専門的な知識を有する支援員を配置していることも評価されるが、さらに相談回数を増やすとなれば支援員の確保が厳しいものになる。支援が必要な家庭ほど見守りを拒絶する傾向もあるため、広く救い上げる方法の一つとしてはこのような複数回にわたる経済支援とセットでの相談支援は考えるが、委託事業者の有無や選定なども併せて可能性を見出していくことは積極的に行うべきである。販売配達業者や、家事代行業者など母子と密接に関わるさまざまな民間との連携も視野に情報収集していただきたい。

### (2) 離婚等のこども養育支援について

本市における公正証書作成にあたる助成などは評価する一方、養育者の経済的な支援に加え、こどもを主軸に置いた養育支援が必要である。一時的な経済支

援も意味はあると思うが、こどもが成人になるまでの養育者の支援とは言い難い面も指摘される。まずは養育費の取り決めをする割合を高めるための支援策として合意書のひな形のような親権者双方の意見提示の提案は有効である。法的だけでなく、心理的なサポート体制も自治体としてできる支援の形になるため、弁護士などを通じた相談体制や養育者の自立支援など、養育費の必要性をこどもの視点から啓発いただきたい。

### (3) こども誰でも通園制度のモデル事業について

この制度はあくまでも従来の保育施設とは異なる、こどもの良質な環境整備にあたる事業となるのだが、申し込みはあくまで保護者であり、利用のしやすさがポイントになる。誰でも、といいつつも人員確保が容易でないため、基準や公平性などに配慮しつつ、利便性を高め、子育ての負担軽減に繋げる必要がある。また保育士側にも従来と異なる利用者になるため、双方の負担軽減や、関係構築の工夫された点は本市においても参考にされたい。

今後この制度が各自治体で実装されるにつれ周知が広がり、利用者増に繋がることも予想される。本市において運営施設となる保育所の選定や民間活用なども視野に入れ、本格実施に向け積極的な試行に取り組まされたい。

### (4) 待機児童保育施設の開設事業について

あくまでも本市では待機児童ゼロと謳ってはいるが実情は異なっている。利用者が辞退することを希望がないと見做し、ゼロとしている為、利用実態の完全な把握とは言い難く、待機児童には今後も向き合うべき課題である。利用希望施設の偏り、保育士の確保は簡単な問題ではないが、恒久的な課題であるかと言えば、少子化の加速を見る限りそうではない。少子化の要因を再度見つめ直し、子育てを社会全体で取り組む覚悟であれば、一時的にでも民間や国の協力を得て、子育て世代のニーズに寄り添う必要がある。保育園落ちたの例ではないが、子育てに協力的である事の恩恵や非協力的であった事実は本市に返ってくるものと受け止め真摯に向き合っていたいただきたい。

別紙

<調査結果>

令和6年 6月21日(金)

「調査事項、視察項目の決定」

令和6年 7月30日(火)～ 8月 1日(木)

視察の実施

30日 兵庫県明石市 「0歳児見守り訪問おむつ定期便について」

「離婚等のこども養育支援について」

31日 兵庫県姫路市 「こども誰でも通園制度のモデル事業について」

1日 大阪府寝屋川市 「待機児童保育施設の開設事業について」

<意見交換会>

令和7年 3月10日(月)